

淡路市農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集の内容

(1) 募集人数 19人

(下表(2)のとおり区域ごとに募集人数を定める。)

(2) 担当区域

区域番号	区域名	募集人数
1	塩田・志筑	1人
2	中田	1人
3	佐野	1人
4	生穂	2人
5	大町	1人
6	尾崎	1人
7	郡家・多賀	1人
8	江井	1人
9	山田	1人
10	仁井	1人
11	野島	1人
12	富島	1人
13	浅野	1人
14	育波	1人
15	生田・室津	1人
16	釜口・仮屋	1人
17	浦・中山	1人
18	岩屋・楠本	1人

(3) 任期 令和8年8月3日から令和11年7月31日まで

(淡路市農業委員会が委嘱する日から農業委員の任期満了の日まで)

(4) 身分 淡路市の特別職の非常勤職員

(5) 委員報酬 月額20,000円

※淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例月額に基づき支給します。

2 職務内容

- (1) 必要に応じ、農業委員会総会（毎月 1 回、2 時間程度開催）への出席し、担当区域における農地の権利移動の状況等を把握
（農地法の規定する農地の権利移動、転用の許可等の現地調査）
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地集積と集約化、遊休農地の発生防止と解消、農業への新規参入の促進業務）
- (3) 農業委員と連携した現場活動（農地パトロールの実施等）

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進など所掌する事務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 淡路市暴力団排除条例（平成 25 年淡路市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

4 推薦及び応募の方法

下記(1)の様式に必要事項を記入のうえ、持参により、淡路市農業委員会事務局まで提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

なお、推薦又は応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ア 市内の農業者（個人）が推薦する場合（様式第 1 号）
- イ 団体が推薦する場合（様式第 2 号）
- ウ 自ら応募する場合（様式第 3 号）

(2) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

窓 口	所在地
淡路市農業委員会事務局	淡路市生穂新島 8 番地
岩屋事務所	淡路市岩屋 1 5 1 4 番地 1 8
北淡事務所	淡路市富島 2 5 番地 4 1
一宮事務所	淡路市郡家 1 7 0 番地 1
東浦事務所	淡路市久留麻 2 3 9 番地 1

<淡路市農業委員会ホームページ>

<https://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/nougyouiinkai/>

5 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで（必着）

※市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込み状況等によって、書類の提出期間は延長する場合があります。

この場合、受付期間最終日以降に淡路市ホームページ等により公表します。

6 選考方法及び選考結果

淡路市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を設置し、提出された書類をもとに選考を行います。また、必要に応じて面接等を行う場合があります。

なお、選考結果は、令和8年6月下旬に淡路市ホームページ等により公表し、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

7 情報の公表

提出された推薦書又は応募申込書のうち、住所、生年月日、電話番号を除く内容を淡路市ホームページ等にて、受付期間の中間及び終了後に公表します。

8 推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地（淡路市役所1号館2階）

淡路市農業委員会事務局 電話0799-64-2516（直通）

9 その他

- (1) 推薦書又は応募申込書に記入された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会を行う場合があります。
- (2) 同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、2つの委員を兼ねることはできません。